

【特別寄稿】

体罰・暴力における体育専攻学生の意識と実態

藤田 主一¹⁾, 宇部 弘子¹⁾, 福場久美子¹⁾, 鈴木 悠介²⁾, 本間 悠也³⁾,
小川 拓郎⁴⁾, 深見 将志⁵⁾, 藤本 太陽⁵⁾, 齋藤 雅英¹⁾, 谷釜 了正⁶⁾

¹⁾ 教育心理学研究室

²⁾ 筑波大学大学院

³⁾ 開成中学校・高等学校

⁴⁾ スポーツ・トレーニングセンター

⁵⁾ 大学院博士後期課程

⁶⁾ スポーツ史研究室

Awareness and actual conditions of sports science-specialized students on corporal punishment and violence

Shuichi FUJITA, Hiroko UBE, Kumiko FUKUBA, Yusuke SUZUKI, Yuya HOMMA,
Takuro OGAWA, Masashi FUKAMI, Taiyo FUJIMOTO, Masahide SAITO
and Ryosyo TANIGAMA

Abstract: The present study aimed to make a survey on the actual conditions of corporal punishment for the students who were admitted to Nippon Sport Science University and to establish a research basis for eliminating corporal punishment, violence and harassment in the educational and sports-training activities.

The study subjects were 1,422 newly-admitted students of the University. For the questionnaire, we referred to the one which had been used for the sports athletes by Japanese Olympic Committee (JOC) in 2013. The questionnaire consisted of a face sheet and other questions asking about yes or no of the experience of corporal punishment, kind of action, frequency, intentions, etc.

As the result of Analysis 1, it was found that the persons who had experienced some corporal punishments in high school days occupied about 10% of the total subjects, and that, if the persons who had seen and/or heard about the punishment were included, the number reaches to as high as about 30% of the total. As the result of Analysis 2, it was proved that about 70% of the subjects regarded the corporal punishment as negative, while about 10% of them took it positive.

In view of the fact that most of the subjects in the present study aimed to become a teacher or a coach in sport activities, it is assumed that the above-mentioned results may raise a big issue.

(Received: April 24, 2014)

Key words: corporal punishment, sports science-specialized students, high school days

キーワード：体罰，体育専攻学生，高校生活

緒 言

1. 問題提起

体罰は学校教育法第 11 条「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」に

よって明確に禁止されている。しかし 2013 年、ある高校の男子生徒が運動部顧問の男性教諭によって継続的に体罰を受けたことで自殺するという衝撃的なニュースが報じられた。体罰・暴力に関する問題は、これまでもたびたび教師の不祥事として報じられているが、同じことを繰り返すなど抜本的な改革はなされていない。野地・吉田 (1996) は、体罰は教育上の一般

的な方法として世界中で広く行われてきたもので、法律で認められている懲戒方法との境界も客観的に定まっているものではないことを指摘している。

今回の体罰による問題を受けて文部科学省（2013）は、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」を通知した。この通知では、体罰の禁止及び懲戒についてこれまでより細かく整理がなされ、懲戒範囲として「注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導」などが挙げられた。つまり、これらに該当しない指導については体罰として扱われることになった。しかし、体罰は実態を把握しづらく、また細かく懲戒の範囲を設定したとしても、教員の意識が変わらなければ根本的な解決に至ることはない。体罰が法律によって禁止されて100年を超える年月が経つが、子どもたちの健やかな成長を支える学校という場で、これ以上見過ごすことのできない待たなしの状態であると言わざるを得ない。

2. 体罰についての法制度

学校教育における体罰に関連する法律として、1879（明治12）年、公的な法制度として教育令が施行され、第46条「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰ヲ加フヘカラス」に体罰禁止規定が盛り込まれた。そして第二次世界大戦後については昭和22年に制定された学校教育法第11条の規定へと引き継がれ、現在も使用されている（表1）。しかし、法律上はこれ以上細かく制定されておらず、昨今ではどこまでが体罰か、また体罰をしたことによる処分等、不明確なところが多くあることから、今後の法整備が待たれるところである。

3. 体罰・暴力に関する研究

阿江（1990）は体育系大学生を対象として中学・高校の運動部の体験について回顧的に質問紙調査を行い、約半数近く指導者に殴られた経験を有していることを明らかにしたが、選手の指導者に対する拒絶反応は高い値を示さなかった。また、楠本ら（1998）は体育専攻学生を対象としたこれまでの体罰を論じる時に、クラブ活動とのかかわりは切ることができないと

述べている。そのため、学校教育の場では体育授業より運動系クラブ活動での体罰経験が多いことを明らかにしている（阿江，1990）。

秋池（1992）は授業での体罰について調査をしており、体育教師の場合は体罰容認度が他の教科担当教師より高いことを示し、教育・訓練観（専門性）に依拠している意識が偏った思考へと転換されてしまっている現状が挙げられている。つまり、運動という特殊な環境で行われることや、その理念が歪曲したかたちで指導者像が作りだされたのではないかと推察することができる。

高橋・久米田（2008）の研究においては、学校運動部活動の体罰について調査を行い、「愛のある体罰なら、受けた側もいやな気持ちになるとは限らない」という回答がみられた。つまり、他者と自己の関係性によって、体罰として見なされるか見なされないか違いがみられるという見解を示している。また、安田（1999）は、体罰を受けた時期を調査したところ、中学校が38.1%と最も高く、次いで小学校高学年が29.9%であり、自立を模索する時期で心身に不安定な状況を生んでいる可能性を指摘している。

そして近年の体罰に関する実態調査では、約1割が高校在学時に体罰を経験していることから（高橋・久米田，2008）、長きにわたりこの体罰の問題が棚上げされてきた現状がうかがえる。

このようにみても、体育・スポーツの場で体罰や暴力に関する先行研究は実態調査を中心に行われてきた（表2）。しかし、その後の継続的な調査につながっていないことや、新たな指針を示すなどには至っていない。その一つとして、回答することに戸惑う質問内容であることから正確なデータの抽出に問題が生じることがある。また、倫理的問題があり、研究をお願いする対象者に「体罰肯定論者」または「体罰をしている指導者」という印象を与えてしまうなどの今日的課題に直面していることが理由として考えられる。

また、指導者自身が行った体罰が体罰として認識していない問題を指摘している（楠本ら，1998）。指導のなかで体罰が常態化されていることに気づかない状態、あるいは「子どものためである」という意識から、

表1 体罰についての法制度

制定年	法令	条文
明治12年	教育令第46条	凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰 殴チ或ハ縛スルノ類ヲ加フヘカラス
明治23年	改正小学校令第63条	小学校長及教員ハ児童ニ体罰ヲ加フルコトヲ得ス
昭和22年 (平成19年改正)	学校教育法第11条	校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒、及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることができない。

表2 主要な体罰・暴力についての研究

論文	調査時期	調査対象者	対象者	体罰経験率
阿江(1990)	不明	東京女子体育大学学生	268	中学36.4%, 高校37.9%
楠本ら(1998)	1996	A大学学生(体育専攻)	706	43.8%
野地ら(1996)	1996	K大学教育学部学生	135	38.50%
安田(1999)	1996	国立・私立・短期大学生	516	12.80%
杉山(1997)	1996	教育学部生・看護学生	299	中学29%, 高校17.9%
高橋ら(2008)	2006	奈良教育大学学生	278	中学20%, 高校16.6%
富江(2008)	2007	女子体育大・共学体育大・一般大学	564	高校(女子43.8%, 共学52.6%, 一般31.3%)

※富江(2009)の研究を一部加筆修正したもの

指導者は自らの問題であるということに気づかずに指導を行っている可能性があると考えられる。

4. 日本体育大学の取り組み

谷釜(2013)は、全教職員および全学生に向けて「倫理を逸脱する行為・不正行為は断じて許さず、また見過ごさない」(反体罰・反暴力宣言)を表明し、ハラスメントの防止および暴力行為の禁止を求めている。この宣言は、セクハラ等人権侵害行為及び体罰(暴力、暴言等)の行使は信用失墜行為であるとして厳しく禁じている『日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学教職員心得』(平成22年5月、教授会制定)を今一度確認するものであり、『教職員心得』は教職員に携行を義務づけた冊子『CREDO』(信条を意味するラテン語)に掲載して、日常的に自らの行動指針を確認できるようにしている。

2013年9月に日本体育大学で開催された日本応用心理学会第80回記念大会の公開シンポジウムにおいて、谷釜(2013)は体罰の撲滅に向けての日本体育大学の取り組みについて、以下の3点を中心に述べている。

- (1) 教授会において「反体罰・反暴力宣言」をし、ホームページに掲載：これは日本体育大学として宣言をしていることを強調するものである。
- (2) 運動部を巡り、反体罰・反暴力宣言の趣旨を説明：これは日本体育大学の特徴でもある運動部の学生に対し、現在の活動自体に意識を向けてもらうことを強調するものである。
- (3) 新入生に体罰に関するアンケート調査を実施：これは体罰に対して肯定的な意見を持った学生が入学してきたとしても、日本体育大学の教育でその考え方に新たな視点を持ち込む必要性を訴えることを強調するものである。

谷釜の主張は、どのような経緯があろうとも日本体育大学から「体罰・暴力・ハラスメント」を葬り去ることを求めるものである。つまり、体育・スポーツに対しての捉え方を体罰や暴力などの枠組みではなく、もっと魅力的な方法を大学挙げて追求していくことを改めて主張したものといえよう。

目 的

体罰・暴力・ハラスメントを根絶するためには、まずその実態を知らなければならない。しかし現在、体罰に関する歴史的研究や学生を対象とした実態調査は少なくなり、体罰の実態がより透明性に欠ける状態となっている。

そこで本研究は、日本体育大学に入学した学生に体罰の実態調査を行い、教育活動およびスポーツ指導活動における体罰・暴力・ハラスメントを排除するための研究基盤を確立することを目的とする。

方 法

1. 調査対象者

日本体育大学平成25年度入学生1,422名(男子910名、女子503名、未記入9名、平均年齢18.09(SD=±0.45)歳)のうち、質問1、質問2に回答した1094名(男子707名、女子386名、有効回収率76.86%)と質問3に回答した709名(男子469名、女子240名)、質問4に回答した704名(男子465名、女子239名)を分析対象とした。

2. 調査期間

調査は2013年4月上旬の新入生オリエンテーション期間中に実施した。

3. 調査材料

2013年にJOC(日本オリンピック委員会)がスポーツ競技選手に対して実施したものを参考に、高校生活における体罰・暴力に関する質問紙を独自に作成し、自己記入法により評価した。調査は集合調査法により実施された。調査対象者が本調査の主旨を理解できるよう研究の目的、記入方法、そして個人情報保護に関する内容を口頭で説明し、調査協力の同意を得た者に対してのみ回答を求めた。なお、調査は無記名であった(添付資料参照)。

(1) フェイスシート

年齢、性別、所属学部、高校の種類、クラブ活動の

所属の有無について回答を求めた。高校の種類は、公立高校、私立高校の2つから回答を求めた。

(2) 選択回答項目

質問1「普段の高校生活やクラブ活動等で、他者から体罰または暴力を受けたことがありましたか、あるいは見聞きしたことがありましたか」について、「①自分が体罰や暴力を受けたことがあった」「②他者が体罰や暴力を受けているところを見たことがあった」「③実際に見たことはないが、体罰や暴力があるという噂を聞いたことがあった」「④体罰や暴力を受けたことも、見たことも、噂に聞いたこともなかった」から回答を求めた。なお、①～③に回答をした者(353名)を対象に、質問2の回答を求めた。

質問2(1)「それは、どのような行為でしたか」、(2)「それは、いつのことでしたか」、(3)「それは、誰からでしたか」、(4)「その行為の頻度はどのくらいでしたか」、(5)「その行為はどの程度のものでしたか」、(6)「その行為を起こした理由をどのように説明されましたか」、(7)「その行為を受けたとき、どのように対処されましたか」、(8)「その行為について、今後どのような対応を考えていますか」について複数回答で回答を求めた。分析は質問1、質問2ともに単純集計で行った。

(3) 自由記述回答項目

自由記述においては、質問3「学校における体罰等で感じることは何ですか」、質問4「学校における体罰等を撲滅させるためには、何が必要だとお考えですか」の回答を分析対象とし、IBM SPSS Text Analytics for Surveys 分析ツールを用いて記述データのテキストマイニングを行った。テキストマイニングとは、得られた言語データを品詞や活用といった形態素レベルや主語と述語の係り受けなどの構文レベルで解析し、用語の出現率および言語学的分析からカテゴリーを抽出する方法である(山西, 2011)。今回のテキストマイニングは井村ら(2013)を参考とした。回答の言語データからキーワード抽出を行い、単語の使用頻度を基準とした「感性分析」を行った。カテゴリー作成では、「言語的手法に基づくカテゴリーの抽出」を採用した。カテゴリー化の条件として、他の複合語に含まれるキーワードを1つのカテゴリーとしてまとめる「内包」と回答に頻繁に出現するキーワードをまとめる「共起規則」を行った。カテゴリー作成の条件として、言語出現頻度の下限を5回と設定した。

結 果

質問1「普段の高校生活やクラブ活動等で、体罰または暴力を受けたことがありましたか、あるいは見聞きしたことがありましたか」の回答を求めた結果、

①自分が体罰や暴力を受けたことがあった:111名(9.7%)、②他者が体罰や暴力を受けているところを見たことがあった:130名(11.4%)、③実際に見たことはないが、体罰や暴力があるという噂を聞いたことがあった:79名(6.9%)、④体罰や暴力を受けたことも、見たことも、噂に聞いたこともなかった:824名(72.0%)であった(図1)。

質問1において体罰を受けたり、見聞きした者(353名)を対象に、質問2(1)「それは、どのような行為でしたか」の回答を求めた結果、①殴る、蹴る、物で叩く等の暴力:239名(67.7%)、②人格を否定するような暴言:69名(19.5%)、③教師あるいは指導者の立場を利用した威圧や脅し:39名(11.0%)、④その他:6名(1.7%)であった(図2)。

質問2(2)「それは、いつのことでしたか」の回答を求めた結果、①授業中:25名(8.2%)、②休み時間:25名(8.2%)、③クラブ活動:228名(75.0%)、④その他:26名(8.6%)であった(図3)。

質問2(3)「それは、誰からでしたか」の回答を求めた結果、①担任の教師:11名(3.5%)、②教科の教師:34名(10.8%)、③クラブ活動の内部の指導者:193名(61.3%)、④クラブ活動の外部の指導者:18名(5.7%)、⑤在学生(クラブ活動の先輩など):52名(16.5%)、⑥その他:7名(2.2%)であった(図4)。

質問2(4)「その行為の頻度はどのくらいでしたか」の回答を求めた結果、①1回のみ:65名(24.0%)、②複数回:121名(44.6%)、③日常的に:57名(21.0%)、④その他:28名(10.3%)であった(図5)。

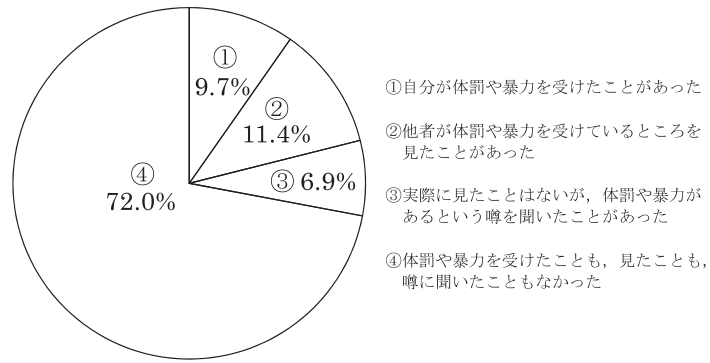
質問2(5)「その行為はどの程度のものでしたか」の回答を求めた結果、①肉体的な苦痛を伴ったが、治療するまでのものではなかった:203名(68.1%)、②肉体的な苦痛を伴い、治療を必要とするものだった:8名(2.7%)、③精神的な苦痛を伴うものであった:70名(23.5%)、④その他:17名(5.7%)であった(図6)。

質問2(6)「その行為を起こした理由をどのように説明されましたか」の回答を求めた結果、①授業中の態度が悪い:30名(10.0%)、②休み時間中の態度が悪い:11名(3.7%)、③クラブ活動中の態度が悪い:164名(54.5%)、④その他:96名(31.9%)であった(図7)。

質問2(7)「その行為を受けたとき、どのように対処されましたか」の回答を求めた結果、①他の教師や指導者に相談して解決を図った:22名(8.0%)、②誰にも相談することができずに、一人で悩んだ:14名(5.1%)、③特に気にとめることもなかった:189名(69.0%)、④その他:49名(17.9%)であった(図8)。

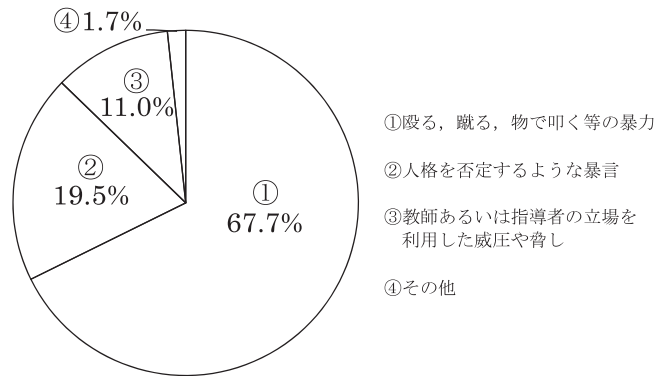
質問2(8)「その行為について、今後どのような対応を考えていますか」の回答を求めた結果、①原因になるようなことをしないように努めたい:102名

藤田 ほか



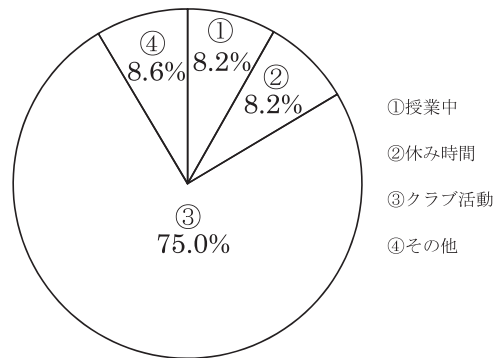
- ①自分が体罰や暴力を受けたことがあった
- ②他者が体罰や暴力を受けているところを見たことがあった
- ③実際に見たことはないが、体罰や暴力があるという噂を聞いたことがあった
- ④体罰や暴力を受けたことも、見たことも、噂に聞いたこともなかった

図1 質問1の回答割合



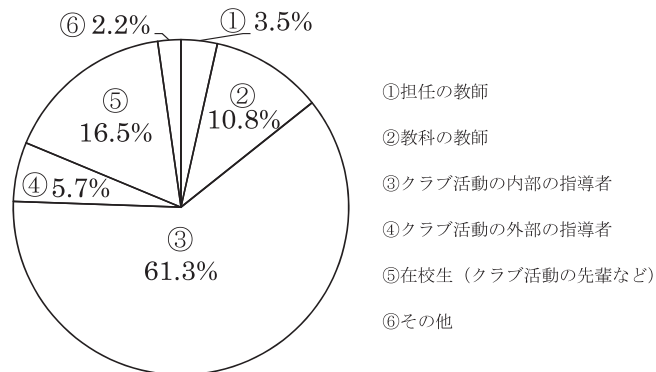
- ①殴る、蹴る、物で叩く等の暴力
- ②人格を否定するような暴言
- ③教師あるいは指導者の立場を利用した威圧や脅し
- ④その他

図2 質問2(1)の回答割合



- ①授業中
- ②休み時間
- ③クラブ活動
- ④その他

図3 質問2(2)の回答割合



- ①担任の教師
- ②教科の教師
- ③クラブ活動の内部の指導者
- ④クラブ活動の外部の指導者
- ⑤在校生（クラブ活動の先輩など）
- ⑥その他

図4 質問2(3)の回答割合

体罰・暴力における体育専攻学生の意識と実態

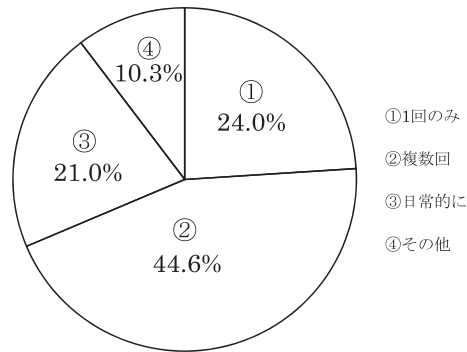


図5 質問2(4)の回答割合

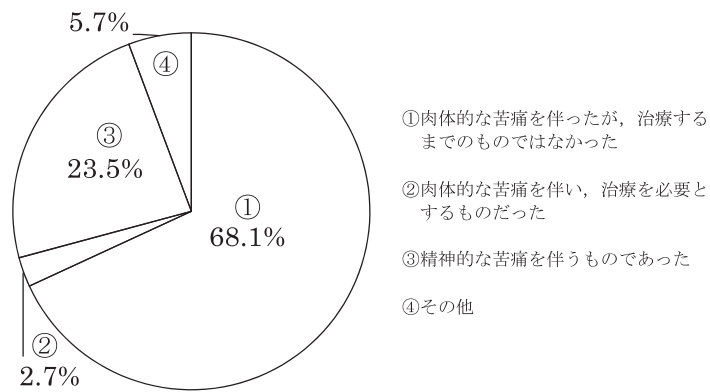


図6 質問2(5)の回答割合

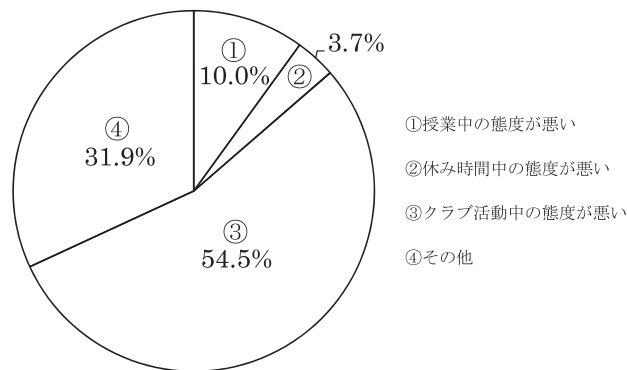


図7 質問2(6)の回答割合

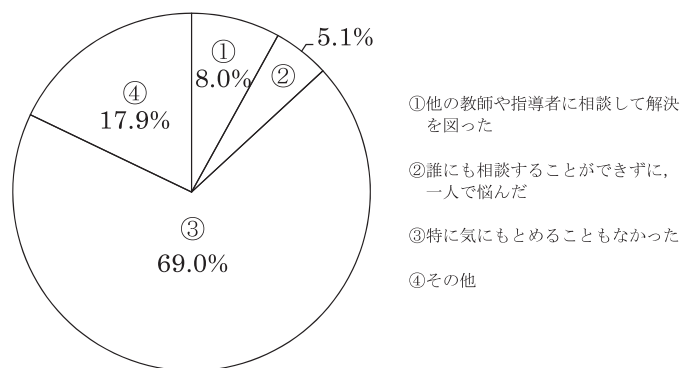


図8 質問2(7)の回答割合

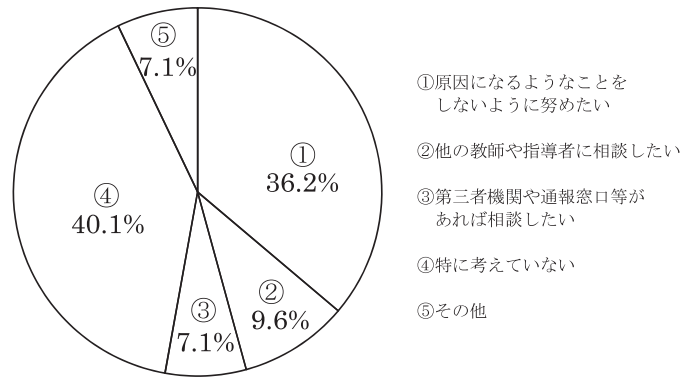


図9 質問2(8)の回答割合

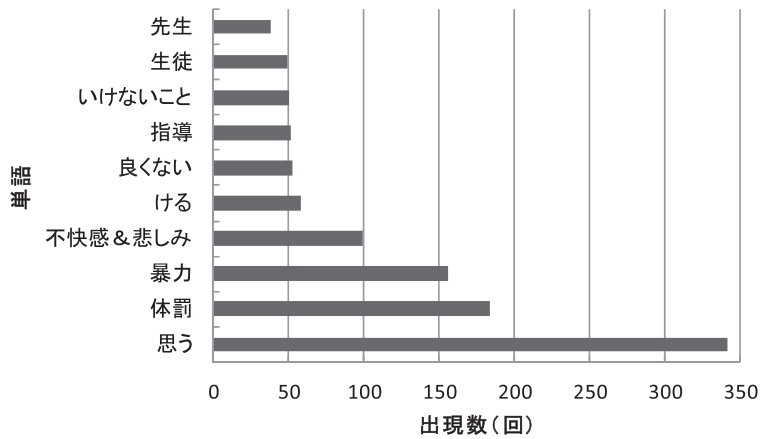


図10 質問3における出現頻度の上位10件

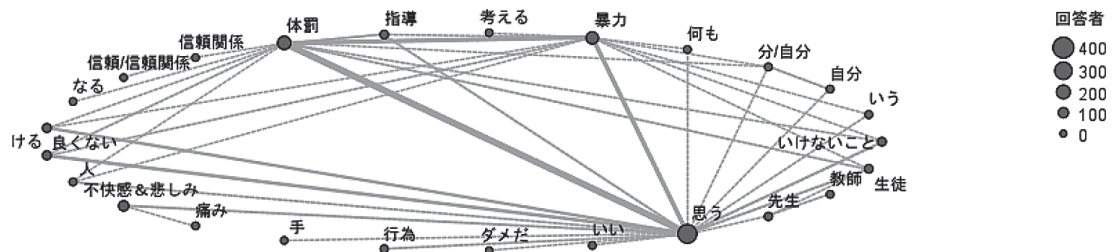


図11 質問3における共通性10以上のWebグラフ

(36.2%), ②他の教師や指導者に相談したい: 27名 (9.6%), ③第三者機関や通報窓口等があれば相談したい: 20名 (7.1%), ④特に考えていない: 113名 (40.1%), ⑤その他: 20名 (7.1%)であった(図9)。

質問3「学校における体罰等で感じることは何ですか」の回答におけるテキストマイニングの結果を示す。上位10件までの頻度の多い単語は、「思う」342, 「体罰」184, 「暴力」156, 「不快感&悲しみ」100, 「ける」58, 「良くない」53, 「指導」52, 「いけないこと」50, 「生徒」49, 「先生」38であった(図10)。共通性が10以上のものを採用しWebグラフによる可視化を行った結果、共通性の強いものは、「体罰、暴力、思う、け

る、良くない、指導」であった(図11)。

質問4「学校における体罰等を撲滅させるためには、何が必要だとお考えですか」の回答におけるテキストマイニングの結果を示す。上位10件までの頻度の多い単語は、「生徒」132, 「指導」125, 「思う」102, 「信頼」88, 「体罰」75, 「暴力」65, 「コミュニケーション」48, 「おもいやり」43, 「考える」43, 「意識」35であった(図12)。共通性が4以上のものを採用しWebグラフによる可視化を行った結果、共通性の強いものは、「思う、体罰、暴力、コミュニケーション、指導」であった(図13)。

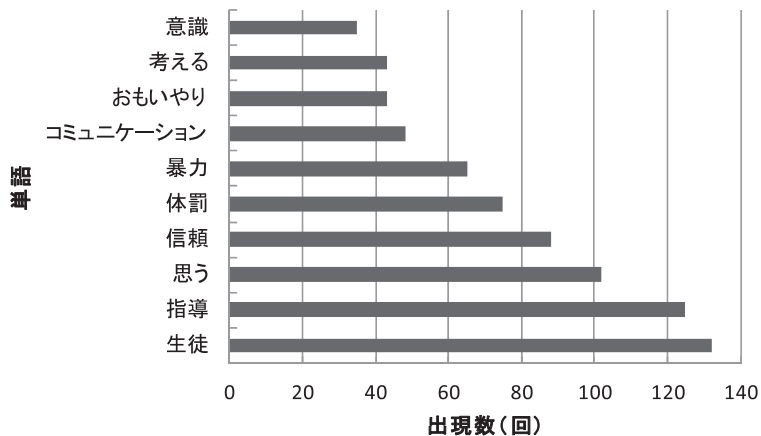


図 12 質問 4 における出現頻度の上位 10 件

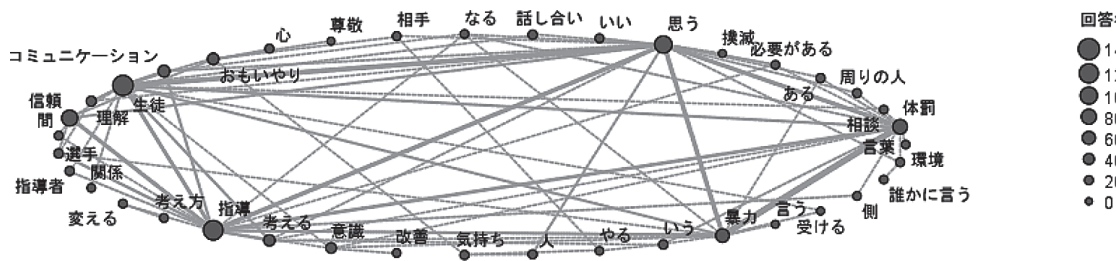


図 13 質問 4 における共通性 4 以上の Web グラフ

考 察

1. 高校時代の体罰経験の実態

本調査では、高校時代に受けた自分自身の体罰体験あるいは実態把握の有無および、具体的な行為やそれに対する考えや対応策について質問した。その結果、高校生活において体罰を経験したことがあるという回答は全体の約 1 割を占め、見聞きした回答も含めると約 3 割にも及ぶことが明らかとなった。さらに、そのうちの約 7 割がクラブ活動の時間であり、特に内部の指導者からであった。この結果は、高橋・久米 (2008) が高校において学校運動部の活動経験があった学生を対象として実施した調査を支持するものである。このことから、高校生活における体罰の多くは、学校運動部活動における指導者によって引き起こされるものであることが推察される。

坂本 (1995) は、体育には他の教科にはない「内在的性質」があると説明している。身体で覚え、言葉より身体に触れて教える。本人の技術や練習効果は自分ではよく理解できないためにコーチによる評価にゆだねられることが多い。参加が強制になることもあり、精神形成としての役割も担う。こうした背景が、部活動中の参加態度を正すという理由で肉体的な苦痛を伴う方法を用いて体罰が行われる要因として考えられる。

学校運動部活動の指導者は、部活動におけるスポー

ツに対して競技志向の高い価値意識を持っている。それゆえに、「言われたことができなかった」や「ミスをした」など競技スポーツにおいての上達や優秀を強調しすぎることが指導の手段として体罰を使用される原因のひとつであろう (阿江; 1990, 1991, 1995)。

しかしながら、学校運動部活動の持つ本来の意義について文部科学省は、「学校教育活動の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、教師 (顧問) の指導のもとに、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である」ことを掲げている。この点を踏まえると、文部科学省が定めるものと、本調査の結果とでは大きな相違があるものと推察される。

さらに、本調査の対象であった学生の多くが体育教員や指導者を狙っていることから、これらの結果は大きな問題を提起するものとみなすことができる。今後は、継続的な調査を行い、体罰に関する実態を把握し、その変遷を的確にとらえていくとともに、その解決方略について検討していく必要があるであろう。

2. 体罰に対する印象と対応方法

高橋・久米 (2008) は、高校時代に体罰経験のある者の割合は 1 割程度であるが、体罰を受けた経験のあ

るものは体罰を正当化する傾向にあると示唆している。本調査でも体罰体験の割合は先行研究と同じ傾向がみられた。そこで、体罰についての感じ方やとらえ方についての傾向をとらえるために「学校における体罰等で感じる事」について確認し、その回答のテキストマイニングについて検討した。出現頻度の多かった単語は、「思う」、「体罰」、「暴力」、「不快感・悲しみ」、「ける」、「良くない」、「指導」、「いけないこと」、「生徒」、「先生」であり、共通性の強いものは、「体罰、暴力、思う、ける、良くない、指導」であった。この結果から、「体罰は先生が生徒にけるなどの暴力をふるう」ことであり、「不快感や悲しみを伴う、してはいけない良くない指導」であるととらえられていることがわかる。

さらに、「学校における体罰等を撲滅させるためには、何が必要か」という問いに対するテキストマイニングでは、頻度の多かった単語は、「生徒」、「指導」、「思う」、「信頼」、「体罰」、「暴力」、「コミュニケーション」、「おもいやり」、「考える」、「意識」であり、共通性の強いものは、「思う、体罰、暴力、コミュニケーション、指導」であった。これから体育教師やスポーツ指導者になろうとしている学生が「暴力である体罰」をなくすために考えているのは、「生徒とコミュニケーションをとることで信頼関係を築き、思いやりのある指導ができるように意識する」ということであり、これからの大学生活の中で学ぶべき課題がみえてくる。

これらの結果は、教育現場における体罰問題を呈するものである。今後、継続的に調査を行い上記のような体罰に対する意識が、時間や環境の変化と共に変遷していく様を捉えることは、体罰に関する研究の発展に寄与するものであろう。

3. まとめ

本調査の結果から、過去から現在にいたるまで、体罰については明確に禁止されているにもかかわらず、未だに過去の体罰経験と体罰に対する肯定的な捉え方が報告されている。この事実は、対象者の大半が教師やスポーツ活動の指導者になるという事実を考慮すると、大きな問題を提起し得ることが想定される。

今後も研究を継続していくことで、縦断的に学生の体罰に対する考えを改めて問い、彼らに意識する機会を与えていきたい。さらにその変遷の把握から見出すことのできる問題に着目し、具体的な方策を検討していくことが、教育活動およびスポーツ指導活動における体罰・暴力・ハラスメントを排除するための研究基

盤となり、体罰・暴力の撲滅に向けた動きを加速することができるのではないだろうか。

文 献

- 阿江美恵子 (1990) スポーツ指導者の暴力的行為について. 東京女子体育大学紀要 25: 9-16.
- 阿江美恵子 (1991) 暴力を用いたスポーツ指導の与える影響. 東京女子体育大学紀要 26: 10-16.
- 阿江美恵子 (1995) 学校期の競技スポーツ指導における体罰. 東京女子体育大学紀要 30: 85-91.
- 秋池宏美 (1992) 教師の体罰意識と学校関係. 牧ほか編, 懲戒・体罰の法制と実態. 学陽書房, 109-125.
- 井村弥生・平澤久一・林 朱美・中森美季・田口豊恵・中谷茂子 (2013) 看護学生の一次救命処置演習の実施による認識の変化—配置投影とテキストマイニングによる演習前後の比較—. 関西医療大学紀要 7, 23-33.
- 楠本恭久・立谷泰久・三村 覚・岩本陽子 (1998) 体育専攻学生の体罰意識に関する基礎的研究—被体罰経験の調査から—. 日本体育大学紀要 18(1), 7-15.
- 坂本秀夫 (1995) 体罰の研究. 三一書房, 211-213.
- 杉山緑 (1997) 教育学部生の体罰意識に関する考察 (3) —学生へのアンケートをもとに—. 山口大学教育実践センター研究紀要 17, 13-26.
- 高橋豪仁・久米田恵 (2008) 学校運動部活動における体罰に関する調査研究. 教育実践総合センター研究紀要 (17): 161-170.
- 谷釜了正 (2013) 反体罰・反暴力宣言. http://www.nittai.ac.jp/visitor/general/news/post_143.html.
- 谷釜了正 (2013) 体罰を考える. 日本応用心理学会第 80 回記念大会発表論文集, 7.
- 富江英俊 (2008) 中学校・高等学校の運動部活動における体罰. 埼玉学園大学紀要人間学部篇 8, 221-227.
- 富江英俊 (2009) 体罰に関する意識と運動部活動経験との関連—体育教師志望者を対象とした調査—. 日本女子大学紀要 39, 69-77.
- 野地照樹・吉田武男 (1996) スポーツ系の部活動における体罰の諸相とその背景に関する予備的考察. 高知大学教育学部研究報告 第 1 部 (52): 129-138.
- 文部科学省 (2013) 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について (通知). http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm.
- 安田 勉 (1999) 体罰体験とその意識—大学生の意識調査から—. 青森保健大紀要 1(2): 151-162.
- 山西博之 (2011) 教育・研究のための自由記述アンケートデータ分析入門: SPSS Text Analytics for Surveys を用いて. 外国語教育メディア学会 (LET) 関西支部メソドロジー研究部会 2010 年度報告論集, 110-124.

〈連絡先〉

著者名: 藤田主一
住 所: 東京都世田谷区深沢 7-1-1
所 属: 教育心理学研究室
E-mail アドレス: sfujita@nittai.ac.jp

【質問3】あなたは、学校における体罰や暴力などの行為で感じることは何ですか。

[]

【質問4】あなたは、学校における体罰や暴力などの行為を撲滅するためには、何が必要だとお考えですか。

[]

<ご協力ありがとうございました>